

亀山市告示第 195 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 27 年 11 月 26 日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 野村三丁目 919 番 2
  - (2) 終点 野村三丁目 922 番 2
- 5 供用開始の期日 平成 27 年 11 月 26 日